

進行原稿

令和7年度

第7回定例農業委員会会議録

令和7年10月20日 開催

令和7年10月20日 閉会

(場所) 綾川町綾南農村環境改善センター

令和7年度 第7回 綾川町農業委員会会議録

農委告示 第10号

令和7年度 第7回 農業委員会を次のとおり招集する。

令和7年10月20日

農業委員会会長 笹川 武義

召集 令和7年10月15日

場所 綾川町綾南農村環境改善センター

開会 令和7年10月20日 午前9時00分

閉会 令和7年10月20日 午前9時35分 (会期1日)

第1日目 (10月20日)

出席委員 17名

1番	笹川 武義	8番	滝川 廣男	15番	長川 富雄
2番	國重 義廣	9番	三好 直樹	16番	松岡 正広
3番	末長 憲二	10番	金滝 耕治	17番	松内 利和
4番	長尾 清	11番	川西 正廣	18番	藤重 英子
5番	西川 謙三	12番	丸尾 説男	19番	
6番	中島 美紀				
7番	佐藤 裕子	14番	横井 博美		

議事録署名委員

7番 佐藤 裕子 委員、 8番 滝川 廣男 委員

欠席 13番 福家 範行 委員

公務のため出席した者の職氏名

事務局長代理 葛西 謙一 主査 松田 祐季 主査 岩部 有起

傍聴人 0人

議事日程

令和 7 年 10 月 20 日

- 第 1 会期の決定について
- 第 2 議事録署名委員の指名について
- 第 3 議案第 1 号 農地法第 3 条（農業委員会）について
- 第 4 議案第 2 号 農地法第 5 条（県知事）について
- 第 5 議案第 3 号 農用地利用集積等促進計画の公告について（一括契約）
- 第 6 報告第 1 号 農地中間管理権の設定に係る契約等の解除について
- 第 7 報告第 2 号 農業経営改善計画の認定（県）について

令和7年10月 農業委員会議事録

午前9時00分 開会

職務代理

みなさま、こんにちは。定刻が参りましたので、ただいまから令和7年度第7回農業委員会を開催します。出席者の方へのお願いです。携帯電話をお持ちの方は、本会開催中、マナーモード若しくは、電源をお切りいただきますようお願いいたします。

それでは、会長よりご挨拶をお願いします。

会長

【挨拶】

職務代理

ありがとうございました。続きまして、事務局よりご挨拶をお願いします。

事務局

【挨拶】

職務代理

ありがとうございました。それでは、議事に移ります。議事進行につきましては、通例により、笹川会長、お願いします。

議長

それでは議事に移ります。

本日の欠席者は13番 福家 範行 委員です。

よって、農業委員出席者は、17名です。会期の決定ですが、会期は本日1日限りといたします。なお、「議事録署名委員の指名について」ですが、私の方で指名してよろしいでしょうか。

委員一同

はい。

議長

本日の議事録署名人には、7番 佐藤 裕子（さとう ひろこ）委員
8番 滝川 廣男（たきかわ ひろお）委員
を指名します。

議長

本日の議案の審議に移ります。第1号議案について、事務局より説明願います。

事務局

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について説明致します。農地法3条は農地の所有権の移転や権利の設定・移転に関する審査となっております。今月は2件です。

議案第1号-1

地 図： [REDACTED]
権利等： 所有権移転 有償売買
申請地： [REDACTED] 田 444 m²
譲渡人： [REDACTED]
譲受人： [REDACTED]

申請に至った理由ですが、譲渡人は県外に居住しているため本町に所有する土地の管理に苦慮し処分を検討していたところ、譲受人が申請地及び隣接する宅地を購入することで話がまとまったため、本申請に至ったものです。

譲受人の経営面積はありませんが、隣接する宅地を購入し、その宅地には両親が居住する計画となっていることから、農地管理のための拠点となりまた、居住する両親も共に農地の管理を行うことから、適切な管理は可能なものと考えられます。

取得後の営農計画としては、野菜や果樹の作付けを予定しております。

譲受人の農作業歴はありませんが、取得後の従事予定日数は270日で、機械の所有状況については、耕運機、草刈機が各1台あります。また、申請地の隣接宅地に譲受人の両親が居住する予定であり、両親には60年ほどの農作業歴があり年間300日ほど農作業に従事する予定となっております。

野菜及び果樹の作付け計画であることから、周囲への影響も無いものと考えます。

対象農地までの通作距離は譲受人の自宅からは8km、車で20分であり、新たに取得する宅地からは隣接地であることから、通作可能な圏内に居住しているものと考えられます。

以上の理由により、農地法第3条第2項各号に照らしましたところ、これらには該当しないことから、許可相当と考えます。

議案第1号-2

地 図： [REDACTED]
権利等： 所有権移転 有償売買 総額50万円
申請地： [REDACTED] 田 848 m²外1筆 合計1,267 m²
譲渡人： [REDACTED]
譲受人： [REDACTED]

申請に至った理由ですが、譲渡人は県外に居住し高齢であることから農地の管理に苦慮し手放す

合計 104.13 m²
利用率 : 敷地面積 328 m²、建築面積 104.13 m² 31.74% (≧22%)
資金内訳 : 土地代 0 万円、造成費 400 万円、建築費 3,500 万円
合計 3,900 万円
<内訳> 自己資金 0 万円、借入金 3,900 万円
工事期間 : R7.12.10~R8.3.31
造成 : 花崗土による盛土 H=0.8m、コンクリート擁壁 H=1.20~1.25m
雨水 : 自然浸透及び集水桝を設置し、地先水路へ放流
污水 : 合併処理浄化槽で処理後、地先水路に放流
他法令許可 : 該当なし
水利 : ■■■■■ 水利組合
隣接同意 : 該当なし
始末書 : 該当なし

申請地は 8 月の農業委員会にて農振除外の申請があった土地です。

申請人は、現在夫婦で借家にて暮らしていますが、手狭であることから、住宅の建築を計画しました。高齢である祖父母や両親の近くで農作業の手伝いをするために、祖父の所有地の中で候補地を検討した結果、申請地が最も農地の縁辺部に位置し、営農への影響も軽微であることから、選定したものです。

議案第 2 号-2

地図・図面 : ■■■■■ 図面番号 5 条-2
権利設定 : 所有権移転
申請地 : ■■■■■ 田 72 m² 合計 473.81 m²
併用地 : ■■■■■ 宅地 290.40 m²外 2 筆 合計 401.81 m²
農地区分 : 2 種農地
譲渡人 : ■■■■■
譲受人 : ■■■■■
施設の概要 : 住宅 2 階建 2 棟 125.79 m²、カーポート平屋建 2 棟 72.7 m²
合計 198.49 m²
利用率 : 敷地面積 473.81 m²、建築面積 198.49 m² 41% (≧22%)
資金内訳 : 新たな資金計画はなし
工事期間 : ■■■■■
造成 : 新たな造成はなし
雨水 : 集水桝を設置し■■■■■水路へ放流
污水 : 公共下水管へ接続
水利 : ■■■■■ 水利組合
隣接同意 : 該当なし
始末書 : あり

申請地は8月の農業委員会にて農振除外の申請があった土地です。

頃、子ども家族と同居するために離れ及びカーポートを建設したものの、使い勝手を考慮し境界線とは異なる位置で造成し、申請地と宅地を一体利用していました。この度、申請地の売買を行う際に無断転用状態であることが発覚し、解消するために申請に及んだものです。本申請地において未申請のまま造成に着手してしまっていることを反省し、適切な手続きを行うことの始末書が添付されています。

議案第2号-3

地図・図面： 図面番号5条-3

権利設定： 所有権移転

申請地： 田 133 m² 合計 1164.94 m²

併用地： 宅地 1,031.94 m²

農地区分： 2種農地

譲渡人：

譲受人：

転用目的： 資材置場、進入路

用途： 進入路

施設の概要： 申請地：進入路、併用地：資材置場

利用率： -

資金内訳： 土地代 100万円、造成費 300万円、建築費 0万円
合計 400万円
＜内訳＞自己資金 400万円、借入金 0万円

工事期間： R7.12.20～R8.1.20

造成： 盛土・切土：なし、隣接農地との境界へコンクリート擁壁設置

雨水： 浸透枿を設置

汚水： -

他法令許可： 該当なし

水利： 水利組合

隣接同意： 該当なし

始末書： 該当なし

申請地は8月の農業委員会にて農振除外の申請があった土地です。譲受人はに主たる事務所を置き、に設立した林業、建設業を主に営む法人です。に申請地の南東約1km地点で山林を購入し木材を伐採し事業で使用することとしたものの、既存の施設では保管しきれないことから、事務所と山林の間にあり利便性の良い本申請の併用地である宅地を資材置場として利用するため購入することとしました。しかし、当該宅地は進入路がないため、申請地を進入路として確保するため申請に及んだものです。

農地中間管理機構が取得する農地中間管理権について、農地中間管理事業の推進に関する法律第 20 条の規定に基づいた契約解除に関する案件です。本案件は、農地機構と受け手の契約を解約した農地について、受け手の探索を行ってきたものの未貸し付けのまま 1 年が経過することから、農地機構と所有者の契約を解約するものです。

対象地は、[REDACTED] 畑 799 m²外 1 件 合計 1,144 m²であります。解除の理由や経緯については記載の通りですが、記載の土地を含む 4 筆に対して [REDACTED] から 10 年間の貸借契約を結んでいたものの、土地所有者から農地の管理状況を鑑みて受け手の変更希望があり、受け手も了承したことから、[REDACTED] に受け手と農地機構の契約を解除しました。

その後、該当農地に関して受け手の探索を行い、4 筆のうち 2 筆は担い手に貸し付けることとなったものの、残り 2 筆については受け手が見つからず未貸し付けのまま 1 年が経過することから、農地中間管理事業の推進に関する法律第 20 条の規定に基づいた契約解除を行おうとするものです。

以上です。よろしく申し上げます。

議長

報告第 1 号について、ご質問はありませんか。

委員一同

なし

議長

続きまして、報告第 2 号について事務局より説明を願います。

事務局

報告第 2 号「農業経営改善計画の認定（県）について」説明します。

複数の市町村にまたがる経営を行っている農業者は県の認定、県をまたがる場合は、国の認定となります。市町村が各市町村の農業経営基盤強化促進基本構想と照らし合わせて適当と認めて、県や国が認定するという流れになります。今月は、更新 1 件です。

報告第 2 号-1（更新）

申請者	:	[REDACTED]
住所	:	[REDACTED]
生（設立）年月日	:	[REDACTED]
目標所得	:	680 万円
年間労働時間	:	2,000 時間

綾川町地域再生協議会担い手部会で承認の意見いただき、計画については適当であると回答して

おります。

以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

議長

報告第2号について、ご質問はありませんか。

委員一同

なし

議長

以上ですべての議案についての説明、質疑が終了しました。

それでは、採決に入ります。

本日提案された議案について、原案通り賛成する方の挙手を求めます。

委員一同

全員挙手

議長

全員の方の挙手をいただきましたので、議案はすべて承認されました。以上で本日の日程はすべて終了しました。ありがとうございました。

職務代理

本日も各委員さんのご協力により定例農業委員会が無事終了致しました。慎重なご審議ありがとうございました。それでは、第7回定例農業委員会を閉会いたします。

午前9時35分

閉会